

0～2歳児のいる家庭に 指定ごみ袋を配布します



子育て支援事業

| | |
|-------|--|
| ▼支援内容 | 0～2歳までのお子さんのいる家庭に、紙おむつ処理のためごみ袋を配布します。 |
| ▼対象世帯 | 置賜地域在住で平成23年4月2日～平成26年4月1日生まれのお子さんがある家庭 (申請は不要です) ※置賜地域外から転入された家庭も対象となります。 |
| ▼配布物 | 指定可燃ごみ袋(大) ※注) 不燃ごみ袋及び資源袋に交換はできません。 |
| ▼配布枚数 | お子さん一人あたり年間30枚(分割しての受け取りはできません。) |
| ▼配布方法 | 7月以降に引換券を郵送します。 ※新生児及び転入者は3カ月ごと集約してから郵送します。 ※配布は各市町で行いますので、お手元に届かない場合は 町民課くらし環境係(☎85-6131)にご連絡ください。 |
| ▼引換方法 | 引換券配布日より3カ月以内に子育て支援事業登録店で引き換えてください。 ※有効期限がありますので早めの引き換えをお願いします。 ※期限切れや紛失等による再配布は行いません。 ※今年度から引換券のデザインが変更になります。(黄色の引換券になりました。) ※昨年度の引換券(ピンク色)も有効期限内であれば使用できます。 ※子育て支援事業登録店リストは引換券配布時の封筒に同封します。 また、登録店にはポスター及びステッカーを掲示しています。 |
| ▼その他 | 詳しい内容は、置賜広域行政事務組合のホームページ (http://www.okikou.or.jp/)にも掲載しています。 |

■問い合わせ 置賜広域行政事務組合総務課施設係 ☎0238-23-3246
または町民課くらし環境係 ☎85-6131

ごみの焼却はやめましょう！

過ごしやすい季節となりましたが、屋外でのごみの焼却について苦情が寄せられています。野焼きは懲役・罰金の対象となります。ドラム缶・一斗缶・ブロック囲い・構造基準を満たさない焼却炉で家庭ごみ等の廃棄物を焼却する行為は、一部の例外を除いて、法律により禁止されています。

また、野焼きはダイオキシン類等の有害物質を発生させ、甚大な健康被害を招く危険性があるほか、悪臭・煙害・火災などで地域住民の方々に迷惑をかけることもあります。ごみは、野焼きをしないで正しい方法により処理しましょう。

●野焼きの罰則(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

- ・5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科

●野焼き禁止の例外

- ・凍霜害防止や災害の予防復旧のための焼却
- ・病虫害駆除のための稲わら、豆がら、枝葉などの焼却
- ・風俗習慣上行う さいと焼き、お盆の送り火など行事のための焼却
- ・焚き火、キャンプファイヤーでの木くずなどの焼却
- ・風呂や小屋など暖房のために行う焼却



■問い合わせ先 町民課くらし環境係 ☎85-6131